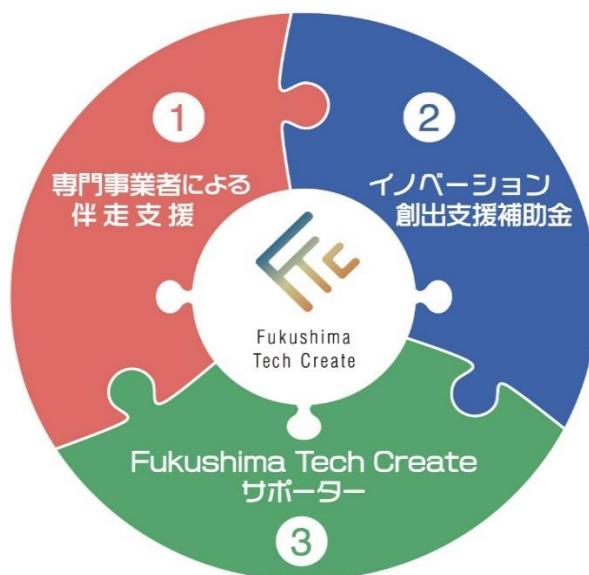


令和5年度イノベーション創出プラットフォーム事業  
「Fukushima Tech Create (FTC)」 参加者募集要領

イノベ地域での起業・創業を支援する  
「3つのエンジン」



**1 趣旨**

福島イノベーション・コースト構想（以下、「福島イノベ構想」という。）を推進する福島県浜通り地域等15市町村（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯舘村。以下「イノベ地域」という。）における起業・創業にチャレンジする企業、個人等を支援するため、①「ビジネスアイデア事業化プログラム」、②「アクセラレーションプログラム」及び③「先導技術事業化アクセラレーションプログラム」（以下「3つのプログラム」という。）の参加者を募集します。

なお、本事業は、福島県から（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構への委託業務として実施するものです。

**2 プログラムの概要**

	プログラム名	内 容
①	ビジネスアイデア事業化プログラム	福島イノベ構想の重点6分野※での起業や新事業展開等の新たなチャレンジを志向する方むけの支援プログラム
②	アクセラレーションプログラム	福島イノベ構想の重点6分野での事業化を志向するアーリーステージ等にある方むけの支援プログラム
③	先導技術事業化アクセラレーションプログラム	公的研究機関や大学等での研究成果等を社会実装しようとする方むけの支援プログラム

※福島イノベ構想の重点6分野：廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙

**3 支援概要**

- (1) 3つのプログラムのいずれかに採択されたプログラム参加者（以下「参加者」と

いう。) は、以下の支援を受けることができます。

- (ア) 豊富な支援実績を有する専門家による起業・創業ステージに応じたアイデアの具現化や事業計画のブラッシュアップなどの伴走支援。
- (イ) 「イノベーション創出支援補助金」による試作品開発や市場調査、実証などへの資金支援 (補助金利用については、別途審査がございます)。
- (ウ) ビジネス化をより現実的かつ早期に達成するためのFTCセンター(11ページ参考:FTCセンター一覧)による支援。

この他、イノベーション創出イベントとして、各種交流会や資金調達方法などの各種勉強会、資金調達や事業パートナーの確保などをベンチャーキャピタル等に呼び掛けるピッチイベント（事業化に向けた取り組み成果の発表会）に参加することができます。

## (2) プログラム別の支援内容

各ステージに応じた3つのプログラムを準備しております。今年から、プログラム毎に、支援対象、支援年数、支援内容、補助金上限額、補助率、特定要件※の設定、および補助要件等の変更がありますので、応募にあたってはご留意ください。

※特定要件（次のいずれかに該当する場合）

- A. ビジネスコンテスト（国・県等が実施・後援するもの）で優秀な成績を収めたことがあること
- B. J－S T A R T U P（地域版を含む）に選定されていること
- C. 大学等発ベンチャーとして認定されており、補助金の交付申請時点において大学の施設・設備を使用できるなどの具体的な支援を受けていること
- D. 事業を推進するうえで連携協定書等により福島県浜通り地域等の自治体との合意がなされていること
- E. V C（ベンチャーキャピタル）等からのエクイティ出資等の資金調達を行っていること
- F. 大学等と共同研究をしていること

## ① 「ビジネスアイデア事業化プログラム」

募 集 数	20社(者)程度
伴 走 支 援 事 業 者 ( 予 定 )	株式会社クリーク・アンド・リバー社 東京都港区新橋 4-1-1 新虎通り CORE
支 援 対 象	イノベ地域で、福島イノベ構想の重点6分野での起業や新事業展開等の新たなチャレンジを志向する個人・企業（大企業※は除く）
支 援 年 数	1年
支 援 内 容 ( 予 定 )	イノベーション創出支援補助金による支援、イノベーション創出イベント（イノベ地域又は首都圏にてワークショップ等を5回程度開催）によるビジネスモデル策定支援、専任の担当者による事業計画のブラッシュアップ、成果発表会での登壇機会の提供、実証協力者の紹介 等
補 助 金 補助上限額	300万円
補 助 率	3／4（ただし特定要件を満たす場合は4／5）

※大企業：中小企業基本法における中小企業者および小規模企業者の定義に該当しない企業（以下、同様）

## ② 「アクセラレーションプログラム」

募 集 数	7社程度
伴 走 支 援 事 業 者 ( 予 定 )	株式会社リバネス 東京都新宿区下宮比町 1-4 飯田橋御幸ビル
支 援 対 象	イノベ地域で、福島イノベ構想の重点6分野での事業化を志向するアーリーステージ等にある企業（大企業は除く）
支 援 年 数	1年（最長2年）*
支 援 内 容 ( 予 定 )	イノベーション創出支援補助金による支援、イノベーション創出イベント（イノベ地域で2回、オンラインで2回程度のワークショップ等を開催）への参加、専任の担当者による事業計画のブラッシュアップ、成果発表会での登壇機会の提供、実証協力者の紹介 等
イノベーション創出支援補助金	補助上限額 500万円（2年目に採択された場合は当該年度の補助上限額1,000万円）
イノベーション創出支援補助金	補 助 率 3／4（ただし特定要件を満たす場合は4／5）
イノベーション創出支援補助金	補 助 要 件 採択決定後、募集を行う「イノベーション創出支援補助金」について、 <u>令和6年1月末時点でイノベ地域における事業拠点の設置が確認できる登記簿、賃貸借契約、賃料の納付実態を証するもの等の写しの提出を補助金の支払い要件とする。</u> ただし、単なる代表者等の生活のための拠点設置は対象外とする。

※翌年度の募集時に当該年度の進捗・成果を踏まえた審査があります。翌年度以降の募集実施及び要件が確定しているわけではありません。

### ③ 「先導技術事業化アクセラレーションプログラム」

募 集 数	7社(者)程度	
伴 走 支 援 事 業 者 ( 予 定 )	株式会社リバネス 東京都新宿区下宮比町1-4 飯田橋御幸ビル	
支 援 対 象	イノベ地域で、公的研究機関や大学等での研究成果等を自ら社会実装しようとする研究者、又はその研究者と共に社会実装しようとする個人・企業（大企業は除く）	
支 援 フ ェ 一 援 フ ェ ー ズ	A. 起業フェーズ…起業・創業の準備もしくは直後にある企業、個人 B. 事業化フェーズ…事業化に向けた試作品開発・実証等を行う企業 C. 量産化フェーズ…量産化に向けた開発製造施設等の立地を目指す企業 (フェーズを選択しての応募となります。複数フェーズへの応募は不可。)	
支 援 年 数	各フェーズ1年	
支 援 内 容 ( 予 定 )	イノベーション創出支援補助金による支援、イノベーション創出イベント（イノベ地域で2回、オンラインで2回程度のワークショップ等を開催）への参加、専任の担当者による事業計画のブラッシュアップ、成果発表会での登壇機会の提供、実証協力者の紹介 等	
イノベーション創出支援補助金	補 助 上 限 額	各フェーズ 1,000万円
	補 助 率	3／4（ただし特定要件を満たす場合は4／5）
	補 助 要 件	採択決定後、募集を行う「イノベーション創出支援補助金」については、 <u>令和6年1月末時点でイノベ地域における事業拠点の設置が確認できる登記簿、賃貸借契約、賃料の納付実態を証するもの等の写しの提出を補助金の支払い要件とする。</u> ただし、単なる代表者等の生活のための拠点設置は対象外とする。

#### 4 募集要件

3つのプログラムへ応募する企業、個人等は、〔共通要件〕に掲げる全ての要件を満たすものとし、かつ、応募を希望する各プログラムの〔個別要件〕に掲げる要件を満たすものとします。

##### 〔共通要件〕

- (1) 令和5年度「福島県地域復興実用化開発等促進事業費補助金」で採択された事業テーマで同時に参加しようとする者でないこと。
- (2) 原則、期間中の全てのワークショップ・現地視察等への参加が可能であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（応募者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、応募者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

#### [個別要件]

##### ① 「ビジネスアイデア事業化プログラム」

応募資格	イノベ地域で、福島イノベ構想の重点6分野での起業や新事業展開等の新たなチャレンジを志向する個人・企業（大企業は除く）
------	--

##### ② 「アクセラレーションプログラム」

応募資格	イノベ地域で、福島イノベ構想の重点6分野での事業化を志向するアーリーステージ等にある企業（大企業は除く）
------	--

##### ③ 「先導技術事業化アクセラレーションプログラム」

応募資格	イノベ地域で、 <b>公的研究機関又は大学等での研究成果等を自ら社会実装しようとする研究者、又はその研究者と共に社会実装しようとする次のいずれかの個人・企業（大企業は除く）</b> <b>A. 自らの研究成果等を社会実装しようとする研究者個人</b> <b>B. 自らの研究成果等を社会実装しようとする研究者が創業する企業（大企業は除く）</b> <b>C. 他者の研究成果等を契約に基づき社会実装しようとする個人・企業（大企業は除く）</b>
------	---

#### 5 募集期間

令和5年4月21日（金）から令和5年5月31日（水）17：00まで

## 6 応募方法

当機構ホームページの以下のURLからご希望のプログラムの申込フォームに入力すると共に、7ページに示す提出資料を電子メールで送付を完了してください。

<https://www.fipo.or.jp/news/23780>



## 7 提出書類

以下の資料等を電子メールアドレス※にデータで送付してください。

**※電子メールアドレス: ftc2023support@fipo.or.jp**

**なお、メール表題には、「応募者名・プログラム名:例【株ABC:ビジネスアイデア事業化プログラム】」と表記してください。**

### (1) 申請内容に関する補足説明資料

「Power Point」等プレゼンテーションソフトで**PDF化**した資料（A4横 表紙含む10枚以内でまとめたもの。なお（2）および（3）に関する書類はこの枚数に含みません。）

### (2) 先導技術事業化アクセラレーションプログラムにかかる提出書類

- A. 自ら社会実装しようとする研究者または研究者が創業する企業（大企業を除く）
  - a. 社会実装しようとする研究成果等が確認できる書類（3枚以内に要約したもの）
  - b. 社会実装しようとする研究成果等と自らの関係が確認できる書類
- B. 他者の研究成果等を契約に基づき社会実装しようとする個人・企業（大企業を除く）
  - a. 社会実装しようとする研究成果等が確認できる書類（3枚以内に要約したもの）
  - b. 社会実装しようとする研究成果等を有する研究機関と自らとの社会実装に係る契約書等の写し

### (3) 補助率4/5適用を申請する場合は、該当する特定要件に係る提出書類をPDF等でデータ処理し、添付してください。

特定要件	提出書類
①ビジネスコンテスト（国・県等が実施・後援するもの）で優秀な成績を収めたことがあること	成績を証明する書類および関係資料の写し等
②J-STARTUP（地域版を含む）に選定されていること	認定書の写し等
③大学等発ベンチャーとして認定されており、補助金の交付申請時点において大学の施設・設備を使用できるなどの具体的な支援を受けていること	認定書の写しおよび関係資料の写し等
④事業を推進するうえで連携協定書等により福島県浜通り地域等の自治体との合意がなされていること	連携協定書の写し等
⑤VC（ベンチャーキャピタル）等からのエクイティ出資等の資金調達を行っていること	出資や融資等にかかる契約を証明する書類の写し等
⑥大学等と共同研究をしていること	共同研究に関する契約書等の写し（単に研究を大学へ発注しているものは対象外）

なお、郵送による申請は受け付けません。

## 8 審査方法

採択については、外部有識者を含む採択委員会にて審査を行います。なお、審査の結果については、令和5年7月上旬までに当機構より個別に書面にて通知予定です（審査の状況や結果については公表いたしません）。

	プログラム名	審査方法
①	ビジネスアイデア事業化プログラム	書類審査
②	アクセラレーションプログラム	書類審査
③	先導技術事業化アクセラレーションプログラム	一次審査：書類審査 二次審査：対面での面談 (会場は福島イノベーション・コスト構想推進機構福島オフィス、日程は7月4日(火)を予定)

## 9 支援期間

支援期間：採択日から令和6年2月19日（月）まで

※補助金活用可能期間：7月中旬～1月下旬を予定。

## 10 補助金に関する注意点等

(1) 試作品の研究開発、事業展開を加速させる概念実証、新ビジネスの創出にかかる市場調査等に係る以下の経費を補助します。

	ビジネス アイデア事業化 プログラム	アクセラレーション プログラム	先導技術事業化アクセラレーションプログラム		
			起業フェーズ	事業化フェーズ	量産化フェーズ
イノベ地域内事業用施設・機器等の賃借料、利用料	○	○	○	○	○
材料費等 (原材料、消耗品)	○	○	○	○	○
物品費（耐用年数が1年未満、若しくは、取得価格が10万円未満）	○	○	○	○	○
調査費（自社が行うテストマーケティングに要する費用等）	○	○	○	○	○
旅費	○	○	○	○	○
通信運搬費	○	○	○	○	○
クラウド費	○	○	○	○	○
外注費	○	○	○	○	○
人件費 (代表者分を除く)				○	○
調査費（量産化実証に向けた生産設備・検査設備等の設計費用やこれらの設備等を設置する建屋の設計費用）					○

### <補助金活用の例>

- 試作品を製作するための機器をレンタル・利用する費用。
- 試作品の製作に関するイノベ地域内のインキュベーション施設の賃借料。
- 試作品の性能検証に関する福島ロボットテストフィールドの利用料。
- 試作品を製作するための物品、原材料・消耗品の購入。
- イノベ地域で試作品の性能検証を行うための機材の運搬費や旅費。
- 市場ニーズを調査する委託調査費。
- 試作品を製作するための、システム上の要件定義や設計図作成に関する委託設計費。
- 試作品を製作するための外注加工費。
- 登録や登記にかかる専門家等の費用(特許料や、会社設立や拠点にかかる登録免許税は除く)

- (2) 補助金に関する詳細は採択された各プログラムの参加者に別途ご案内しますが、以下の点にご留意ください。
- 「アクセラレーションプログラム」および「先導技術事業化アクセラレーションプログラム」については、令和6年1月末時点でイノベ地域における事業拠点の設置が確認できる登記簿、賃貸借契約、賃料の納付実態を証するもの等の写しの提出を補助金の支払い要件とします。ただし、単なる代表者等の生活のための拠点設置は支払いの対象外となります。
  - すべてのプログラムについて、今年度の補助金交付決定前に発注・契約したものは、補助対象となりません。
  - 汎用性が著しく高く、目的外使用が可能なものは補助対象となりません。
  - 補助金活用期間内に納品・支払いが完了しない経費、補助対象事業者に権利が帰属しないものは、補助対象となりません。
  - 人件費※、サーバーの購入・レンタル費、光熱水料、資産・設備等の改修費は、補助対象となりません。
- ※先導技術事業化アクセラレーションプログラムの事業化フェーズおよび量産化フェーズに限り、代表者分を除く人件費は補助対象となります。
- いずれの経費も資産性のないものが補助対象となります。
  - 事務所賃借料は、イノベ地域内の補助対象事業専用事務所のみが補助対象（拠点設立に係る費用（敷金や礼金）は補助対象外）となります。
  - 補助金は、補助対象事業者の支払を証する証憑類を確認した上で精算払となります。
  - 補助事業終了後に実施する確定検査において、補助金が減額される場合があります。

#### 11 その他

- (1) プログラムは1つのみ申請可能です。（複数のプログラムには申請できません。）
- (2) 企業、個人等が要件を欠くことが判明した場合や申請内容に虚偽等があった場合は、採択を取り消す場合があります。
- (3) 不採択理由等の審査結果については、お答えいたしません。

#### 12 お問い合わせ先

(公財) 福島イノベーション・コスト構想推進機構  
産業集積部 事業創出支援課  
電話 024-581-7045 Eメール : [ftc2023support@fipo.or.jp](mailto:ftc2023support@fipo.or.jp)

以上

**参考：F T C サポーター 一覧**

復興庁 経済産業省

福島県 いわき市 相馬市 田村市 南相馬市 川俣町 広野町 檜葉町 富岡町 川内村  
大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 新地町 飯舘村

日本政策投資銀行東北支店 日本政策金融公庫いわき支店 東邦銀行 あぶくま信用金庫

アグリビジネス投資育成株式会社 株式会社 FUNDINNO スパークル株式会社

株式会社ユニコーン 株式会社ファンドクリエーション ニッセイ・キャピタル株式会社

イークラウド株式会社 アーキタイプベンチャーズ株式会社 合同会社 iUZ investment

東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社

東北大学（未来科学技術共同研究センター[NICHe]） 福島大学 会津大学

日本大学工学部 福島県立医科大学 福島工業高等専門学校

情報経営イノベーション専門職大学

公益社団法人福島相双復興推進機構 産業技術総合研究所 福島再生可能エネルギー研究所

日本原子力研究開発機構 工業所有権情報・研修館 日本弁理士会

中小企業基盤整備機構東北本部 日本貿易振興機構（ジェトロ）福島貿易情報センター

福島県信用保証協会 福島県産業振興センター 福島県ハイテクプラザ

ふくしま医療機器開発支援センター 福島県商工会連合会 福島県中小企業団体中央会

いわき商工会議所 相馬商工会議所 原町商工会議所

公益財団法人いわき産学官ネットワーク協会 株式会社ゆめサポート南相馬 など

(令和5年4月時点)

■これまでのF T C参加者のご紹介

▽令和4年度参加者

<https://www.fipo.or.jp/news/21780>



▽令和3年度参加者

<https://www.fipo.or.jp/news/18486>



▽令和2年度参加者

<https://www.fipo.or.jp/news/13519>

